

「かわさき基準」
(福祉用具・平成 19 年度版)

<<理念>>

「かわさき基準」における理念は、福祉先進国であるスウェーデンにおける福祉の基本方針、理念を参考としつつ、我が国の「介護保険における理念」も包含しながら我が国の現状を踏まえ、「8つの理念」として整理され、それぞれ下表のとおりとなっています。

スウェーデンにおける福祉の基本方針、理念を参考とした理由は、社会的自立の支援を基本コンセプトとし、高齢者や障害者自身が社会に貢献できることを目指した包括的な理念としているからです。

理 念		概 要
自 立 支 援	人格・尊厳の尊重	利用者の人格や尊厳が尊重されていること
	利用者の意見の反映	サービス提供システムや福祉製品の開発過程に利用者が参加し、その意見が反映されており、利用者が利用したくなるような複製製品であること
	自己決定	あらゆるサービスがサービスの提供の各過程において、十分な説明と理解がなされ、本人の自己決定に基づいて行われること
	ニーズの総合的把握	利用者の心理的・身体的・社会的ニーズを総合的に捉えていること
	活動能力の活性化	利用者の残存能力を引き出し、心理的・身体的・社会的活動能力が活性化されるように配慮されていること
	利用しやすさ	必要なサービス・相談・アフターフォローが身近なところすみやかに提供されていること
	安全・安心	サービス提供の全ての過程において、安全・安心が保障されていること
	ノーマライゼーション	どのようなニーズを抱えていても、できうる限りの住み慣れた環境で社会生活を営むことができるように配慮されていること

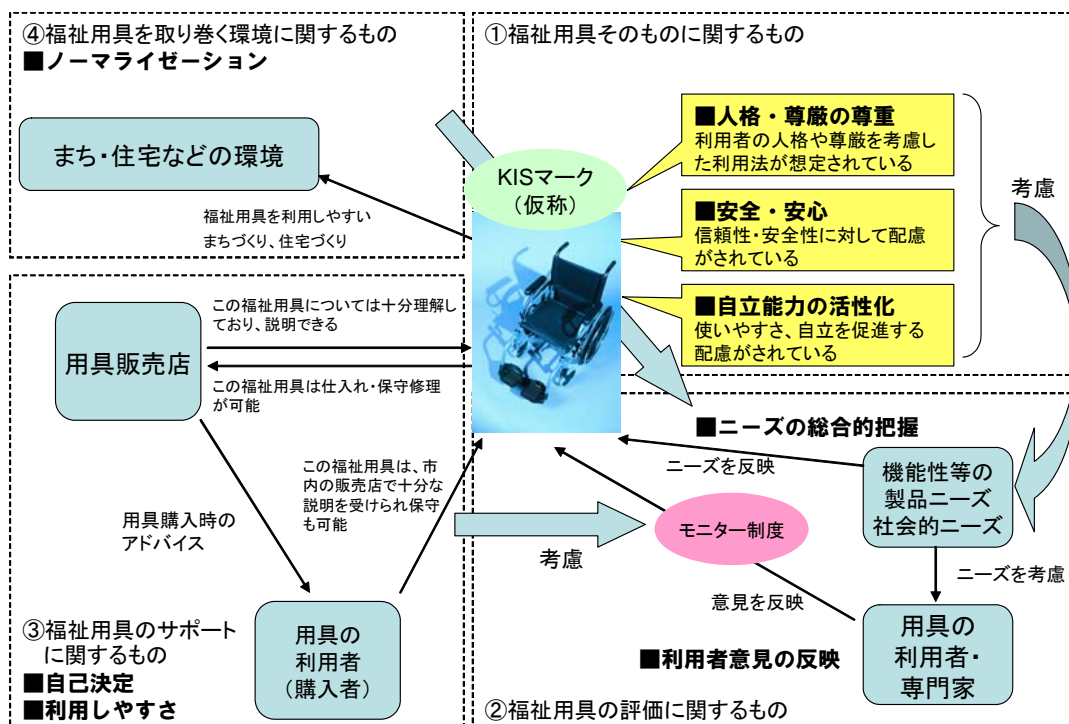
上記の「かわさき基準」の理念について、「かわさき基準」に準拠した福祉用具及びその関連サービスを例に取り上げ、相互の関連を整理すると次のようになります。

「かわさき基準」では、その8つの理念に基づき福祉用具を評価し、同時に福祉用具及びその関連サービスのあり方を定めますが、「かわさき基準」の8つの理念を整理すると、理念の性質から

- 「① 福祉用具そのものに関するもの」
- 「② 福祉用具の評価に関するもの」
- 「③ 福祉用具のサポートに関するもの」
- 「④ 福祉用具をとりまく環境に関するもの」

の4つに大別できます。

「かわさき基準」を踏まえた福祉用具と関連サービス



① 福祉用具そのものに関するもの

「人格の尊重」、「安全・安心」、「活動の能力の活性化」は福祉用具自身に求められる理念です。具体的にはそれぞれ「利用者の人格や尊厳を考慮した利用法が想定されている福祉用具であること」、「信頼性・安全性に対して配慮がされている福祉用具であること」、「使いやすさ、自立を促進する配慮がされている（例えば、車いすの取手が外れ、ベッドからの移乗が容易であるなど）福祉用具であること」です。

② 福祉用具の評価に関するもの

「ニーズの総合的把握」、「利用者の意見反映」は福祉用具の評価に係わる理念です。製品の機能性や安全性などへのニーズや環境配慮などへの社会的ニーズを反映することが「ニーズの総合的把握」であり、利用者や専門家からの評価結果の反映が「利用者の意見反映」となっています。

③ 福祉用具のサポートに関するもの

「自己決定」、「利用しやすさ」は福祉用具をサポートし、福祉用具を日常的に継続的に使用できるようにする理念です。具体的には福祉用具を購入する時に利用者（購入者）に最適な福祉用具をアドバイスするサービスや、福祉用具が故障した時にすぐに修理をしてくれるサービスが該当します。このようなサービスがあることによって、利用者は福祉用具を利用しやすくなり、自分の望む行動をとることができるようになります。

④ 福祉用具を取り巻く環境に関するもの

「ノーマライゼーション」は福祉用具を取り巻く環境に係わる理念です。福祉用具の利用者が、まちや自宅で自由に行動するには、まちづくりや家づくりなどにおいて福祉用具の利用が想定されていることが必要です。

身近な例ではいわゆる「バリアフリー新法²⁵」が挙げられ、その意味では「かわさき基準」は福祉用具そのものだけでなく、まちづくりなどの福祉用具を取り巻く環境にも用いられます。

²⁵ 高齢者、障害者などの円滑な移動及び建築物などの施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、国土交通大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物などの構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者などの計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物など及びこれらとの間の経路の一体的な整備を推進するための措置などを定める。

<<製品開発ガイドライン本文>>

I. 基準の運用

「かわさき基準」(平成19年度版)は福祉用具に関する製品開発ガイドラインを示したものであり、「ガイドライン本文」と「ガイドライン細則」から構成されます。本文は、あらゆる福祉用具に共通して適用される基準であり、細則は本文の下位に位置され、アクティビティ・利用者像ごとに配慮すべき事項を示します。

また、モニターや専門家の評価結果をもとに作成されるモニター評価ガイドラインの内容を反映して、毎年本基準は修正され、運用されます。

II. 福祉用具そのものに関する配慮

II-1. 人格・尊厳に対する配慮

(対応する理念：人格・尊厳の尊重)

福祉用具の利用に際し、利用者の人格・人権・人間性などに十分配慮されていることが望まれます。

II-2. 利用者のライフスタイルに対する配慮

(対応する理念：人格・尊厳の尊重)

想定された利用者の使用状況(目的・方法・時間・順序・組合せなど)に十分適合していることが望まれます。また、利用者の日常の生活パターンに十分適合していることが望まれます。

II-3. 安全性及び社会的要請に対する配慮

(対応する理念：安全・安心)

福祉用具の信頼性・安全性に対して十分配慮されていることが望まれます。具体的には、利用者が福祉用具に依存でき、予測可能かつ合理的な使用において確実に機能すること、長期的・反復的な使用、想定しにくい使用方法・状態の場合でも安全性が担保されていることが望まれます。

また、安全性については法規制の遵守ほか、製造物責任の遵守についても不可欠なものとして取り込まれていることが望まれます。特に福祉用具の部品については、モジュール化により交換のしやすさや製造・修理のしやすさに配慮することが望まれます。

II-4. 機能性及び自立支援に対する配慮

(対応する理念：活動能力の活性化)

利用者の身体機能・感覚機能にバランスよく配慮した設計により、操作性・調節性などの機能性のほか、組み立てや操作理解の容易性に優れていることが望まれます。特に素材や重量、色彩、表示の大きさなどには十分配慮することが望まれます。

また、利用に際し、利用者が痛みや疲労・緊張が生じないように配慮することが望まれます。さらに、福祉用具を利用することにより生活状況・機能強化・自立性の改善に有効であることが望まれます。

II-5. 心理的受容性に対する配慮

(対応する理念：活動能力の活性化)

利用者の嗜好や価値観、美的感覚などの感性ニーズに配慮することが望まれます。特に、利用者が使用の際、心理的苦痛を感じることがないように配慮することが望まれます。

II-6. 社会的便益に対する配慮

(対応する理念：活動能力の活性化)

福祉用具の利用に伴う障害者就労による経済効果、介護費の低減など社会的な便益を期待できることが望まれます。

III. 福祉用具の評価に関する配慮

III-1. 客観的なニーズ把握に対する配慮

(対応する理念：ニーズの総合的把握)

福祉用具の安全性や機能性・心理的受容性に対するニーズ、及び社会的なニーズに対しても客観的把握を行い、ニーズが福祉用具に反映されていることが望まれます。

社会的なニーズにおいては、製造から廃棄まで福祉用具のライフサイクルにわたって環境負荷の低減に寄与することが望まれます。特に、リユース（再利用）が容易である福祉用具が望まれます。

III-2. モニター・専門家による評価に対する配慮

(対応する理念：利用者の意見の反映)

利用者・介護者の視点からモニターによる評価がなされ、かつ福祉用具の専門家からも専門的・客観的評価がなされて、モニターと専門家両方の評価結果が福祉用具に反映されていることが望まれます。

また、得られた評価情報を可能な限り公表することが望まれます。

IV. 福祉用具のサポートに関する配慮

IV-1. 製品情報の提供に対する配慮

(対応する理念：自己決定)

福祉用具の選択・購入・利用において利用者の自己決定を促すために、福祉用具に関する様々な情報やアドバイスを容易に得ることができることが望まれます。

IV-2. 購入・維持・修理のしやすさに対する配慮

(対応する理念：利用しやすさ)

福祉用具についての一定の市場性が期待でき、福祉用具の購入・補修が安価で行うことができるよう経済性に配慮されていることが望まれます。また、自身で実施可能、もしくは身近な販売店が存在するなど福祉用具の維持・修理が容易であることが望まれます。

特に福祉用具の部品については、モジュール化により交換のしやすさや製造・修理のしやすさに配慮することが望まれます（再掲）。

V. 福祉用具を取り巻く環境に関する配慮

V-1. 生活環境に対する配慮

(対応する理念：ノーマライゼーション)

利用者が自立した暮らしを送れる生活環境（自宅など）に資する福祉用具であることが望まれます。

V-2. 社会環境に対する配慮

(対応する理念：ノーマライゼーション)

利用者が自立した暮らしを送れる社会環境（街・商店・公共施設など）に資する福祉用具であることが望まれます。

<<細則（例）>>

①アクティビティ

ここでは、製品開発ガイドラインの以下のアクティビティに関して細則例を示します。細則はアクティビティごとに規定されるものであり、具体的な利用シーンや製品を想定して記述されます。

A. アクティビティ「移動・移乗」に関する配慮

- (1) 立上り・起上りにおける特別な配慮事項
- (2) 歩行における特別な配慮事項
- (3) 階段昇降における特別な配慮事項
- (4) 車いすでの移動における特別な配慮事項
- (5) 移乗における特別な配慮事項

B. アクティビティ「排泄」に関する配慮

- (1) 排泄に係わる衣類・器具の利用における特別な配慮事項
- (2) 排泄における特別な配慮事項

C. アクティビティ「入浴」に関する配慮

- (1) 移動における特別な配慮事項
- (2) 入浴における特別な配慮事項
- (3) 洗体における特別な配慮事項

D. アクティビティ「コミュニケーション」に関する配慮

- (1) 理解における特別な配慮事項
- (2) 意思伝達における特別な配慮事項

②利用者像

利用者像の違いにより細則の内容も変化します。細則中の「ア」～「エ」の利用者像は以下を表しています。

ア	機能制限がある人（障害者など）
イ	加齢に伴う配慮が必要な人
ウ	その他一定の配慮が必要な人（幼児、妊婦、左利き、けが人など）
エ	特別な配慮を必要としない人

A. アクティビティ「移動・移乗」に関する配慮

配慮事項	該当する利用者像			
	ア	イ	ウ	エ
福祉用具の範囲	福祉用具 (補装具, 日常生活用具, 自助具, 介護支援機器など)		共用品・ユニバーサルデザイン製品 ・健康増進機器など	
(1) 立上り・起上りにおける特別な配慮事項 用具例: 手すり、起立補助いすなど				
① 自立的な立上り・起上りに対する配慮 下肢などへの負担を最小限にし、バランス崩れが起きないように配慮されていること、また自立的な立上り・起上りを促すように配慮されていること	●	●	●	—
② 利用者の身体特性に対する配慮 (立上り・起上り) 下肢の筋力などの身体機能に合わせて、座面の高さを調整できるように配慮されていること	●	●	●	—
(2) 歩行における特別な配慮事項 用具例: 歩行車、杖、スロープ、段差解消機など				
③ 特別な場所での使用に対する配慮 段差などのフラットでない場所・傾斜のある場所での使用においても、体重を確実に支持し、バランスを崩したときの支えとなるように配慮されていること	●	●	●	—
④ 信頼性・耐久性・可搬性に対する配慮 (歩行) 信頼性があり、長期間安定して利用し続けることができるように配慮されていること、また軽量でコンパクト性に優れていること	●	●	●	—
⑤ 利用者の身体特性に対する配慮 (歩行) 利用者の体型に合わせて調整できるように可変性に優れていること	●	●	●	—
⑥ 利用促進に対する配慮 歩くことの楽しさや自信を感じ、自立的な歩行を促すように配慮されていること、また外出をし、趣味や休養を楽しむことを促すように配慮されていること	●	●	—	—
⑦ バリアフリー住宅・施設での使用に対する配慮 段差解消、通路の移動スペース確保などのバリアフリー設計の住宅・施設での自立的な移動に配慮されていること	●	●	●	—
⑧ 利用者の心理特性・尊厳に対する配慮 不安や疲労を大きく軽減するように配慮されていること、また使用において羞恥心や後ろめたさなど精神的苦痛がないように配慮されていること	●	●	●	●

<p>(3) 階段昇降における特別な配慮事項 用具例：階段昇降機、階段用手すりなど</p>				
<p>⑨ 自立的な階段昇降に対する配慮 急な階段の昇降も自立的に行えるように配慮されていること、また曲がり階段に対しても適切な昇降を行えるように配慮されていること</p>	●	●	●	—
<p>⑩ 快適性に対する配慮（階段昇降） 身体的に余分な負担がかからないように配慮されていること</p>	●	●	●	—
<p>⑪ 準備の簡便性に対する配慮（階段昇降） 住宅・施設などへの導入が容易であり、設置にかかる時間が短くて済むように配慮されていること</p>	●	●	●	●
<p>(4) 車いすでの移動における特別な配慮事項 用具例：車いす、シーティングなど</p>				
<p>⑫ 機能性に対する配慮（車いすでの移動） 障害者や身体機能が低下した高齢者などがバランスよく座れ、前方・後方に滑らない、体幹が左右に傾かないように配慮されていること</p>	●	●	—	—
<p>⑬ 快適性に対する配慮（車いすでの移動） 利用者が疲労を感じずに操作できるように配慮されていること、また、除圧効果が高く、褥瘡がおきないように配慮されていること</p>	●	●	●	—
<p>⑭ 耐久性・可搬性に対する配慮（車いすでの移動） 耐久性があり、軽量でコンパクト性に優れていること</p>	●	●	●	—
<p>⑮ 利用者の身体特性に対する配慮（車いすでの移動） 利用者の体型に合わせて調整できるように可変性に優れていること</p>	●	●	●	—
<p>⑯ 維持・修理の容易性に対する配慮 車いすを構成する部品がモジュール化されており、利用者のニーズの変化に伴う交換などが容易であるように配慮されていること</p>	●	●	●	●
<p>(5) 移乗における特別な配慮事項 用具例：移動用リフトなど</p>				
<p>⑰ 自立的な移乗に対する配慮 自立的な移乗をできるように配慮されていること、もしくは介護者が無理な姿勢での移乗支援をしなくて済むように配慮されていること</p>	●	●	●	—
<p>⑱ 機能性・快適性に対する配慮（移乗） 障害者や身体機能が低下した高齢者の移乗の場合、バランスを崩さないように配慮されていること、また、身体的な負担がかからないように配慮されていること</p>	●	●	—	—
<p>⑲ 準備の簡便性に対する配慮（移乗） 住宅・施設などへの導入が容易であり、設置にかかる時間が短くて済むように配慮されていること</p>	●	●	●	●

B. アクティビティ「排泄」に関する配慮

配慮事項	該当する利用者像			
	ア	イ	ウ	エ
福祉用具の範囲	福祉用具 (補装具, 日常生活用具, 自助具, 介護支援機器など)		共用品・ユニバーサルデザイン製品 ・健康増進機器など	
(1) 排泄に係わる衣類・器具の利用における特別な配慮事項 用具例: 下着、オムツ、特殊尿器など				
① 自立的な着脱に対する配慮 排泄のために、自立的に衣類を着脱できるように配慮されていること、また着脱時にバランス崩れが起きないように配慮されていること	●	●	●	—
② 利用者の身体特性に対する配慮 (排泄に係わる衣類・器具) 尿漏れや寝た状態での排泄、尿着・留置カテーテルの利用にも配慮されていること	●	●	●	—
③ 快適性に対する配慮 着心地や肌への感触に関して不快に感じないように配慮されていること、また寝たきりの利用者に関しては、着崩れや褥瘡がおきないように配慮されていること	●	●	●	●
(2) 排泄における特別な配慮事項 用具例: ポータブルトイレ、昇降便座など				
④ 利用者の身体特性に対する配慮 (排泄) 下肢の筋力などの身体機能に合わせて、座面の高さを調整できるように配慮されていること	●	●	●	—
⑤ 自立的な排泄行為に対する配慮 安定性があり、腰掛け時や立上り時にバランス崩れが起き、転倒しないように配慮されていること、また自立的な排泄行為を促すように配慮されていること	●	●	●	—
⑥ 利用者の尊厳に対する配慮 利用者のプライバシーや羞恥心など精神的苦痛がないように配慮されていること	●	●	●	●
⑦ 空間適合性・利用者の心理特性に対する配慮 デザインが居室や施設の空間に適合しており、心理的苦痛を感じることがないように配慮されていること	●	●	●	●
⑧ 環境適合性に対する配慮 排泄後に臭気が多量に排出し、利用者及び周囲の人々に不快を感じさせないように配慮されていること	●	●	●	●

C. アクティビティ「入浴」に関する配慮

配慮事項	該当する利用者像			
	ア	イ	ウ	エ
福祉用具の範囲	福祉用具 (補装具, 日常生活用具, 自助具, 介護支援機器など)		共用品・ユニバーサルデザイン製品 ・健康増進機器など	
(1) 移動における特別な配慮事項 用具例: バスポード、入浴用手すりなど				
① 自立的な移動に対する配慮 特に、段差を乗り越える動作、浴槽をまたぐ動作、浴場のすべりやすい状態での移動を自立的に行えるように配慮されていること	●	●	●	●
② 介護者の利便性に対する配慮 歩行補装具などを着用している利用者や身体機能が低下した高齢者などの移動の場合、介護者が無理な姿勢での移動支援をしなくて済むように配慮されていること	●	●	—	—
③ バリアフリー住宅・施設での使用に対する配慮 段差解消、手すりの常設などのバリアフリー設計の浴場での自立的な移動に配慮されていること	●	●	●	●
(2) 入浴における特別な配慮事項 用具例: 特殊浴槽、浴槽台、浴槽手すりなど				
④ 機能性に対する配慮 (入浴) 障害者や身体機能が低下した高齢者が、浴槽内で姿勢維持できるように配慮されていること、特に利用者の足が浮いてバランスが崩れないように配慮されていること	●	●	●	—
⑤ 利用促進に対する配慮 利用者が苦痛や疲労を感じずに、毎日入浴の時間を楽しめるように配慮されていること	●	●	●	—
⑥ 操作性・理解性に対する配慮 (入浴) 給湯、シャワーなどの操作を容易に行えるように配慮されていること、また、浴槽内の湯温を容易に知ることができるように配慮されていること	●	●	●	●
(3) 洗体における特別な配慮事項 用具例: シャワーチェア、シャワーフックなど				
⑦ 機能性・快適性に対する配慮 (洗体) 洗体時に足腰へ身体的負担がかからないように配慮されていること、つま先などの洗いにくい箇所の洗体にも配慮されていること	●	●	●	—
⑧ 利用者の尊厳に対する配慮 利用者のプライバシーや羞恥心など精神的苦痛がないように配慮されていること	●	●	●	●
⑨ 操作性・理解性に対する配慮 (入浴) 給湯、シャワーなどの操作を容易に行えるように配慮されていること	●	●	●	●

D. アクティビティ「コミュニケーション」に関する配慮

配慮事項	該当する利用者像			
	ア	イ	ウ	エ
福祉用具の範囲	福祉用具 (補装具, 日常生活用具, 自助具, 介護支援機器など)		共用品・ユニバーサルデザイン製品 ・健康増進機器など	
(1) 理解における特別な配慮事項				
① 自立的な理解に対する配慮 聴力や視力低下などの不安を解消し、自立的に周囲・対象の状況を知覚し、判断・解釈できるように配慮されていること	●	●	●	—
② 利用促進に対する配慮 (理解) 利用者が苦痛や疲労を感じずに、日常の様々な状況の理解を促し、他者との意思疎通を楽しめるように配慮されていること	●	●	●	—
③ 利用者の尊厳に対する配慮 使用において羞恥心や後ろめたさなど精神的苦痛がないように配慮されていること	●	●	●	●
(1) - 1 聴取における特別な配慮事項 用具例: 補聴器、助聴器など				
④ 操作性・信頼性に対する配慮 利用者もしくは、専門家により容易に音量の調整が行えるよう配慮されていること、外出時・集団活動時など様々な状況下でも使用できるように配慮されていること	●	●	●	●
(1) - 2 目視における特別な配慮事項 用具例: 拡大鏡、ブックホルダーなど				
⑤ 可搬性・特別な場所での使用に対する配慮 軽量かつコンパクト性に優れており、暗所などでの使用にも配慮されていること	●	●	●	●
(1) - 3 視覚障害のための特別な配慮事項 用具例: 聴覚・触覚などを通じた理解を促す機器など				
⑥ 機能性に対する配慮 (視覚障害用機器) 障害者が最も認知・理解しやすい情報伝達方法 (音声案内: 音量・音域、点字: 大きさ、文字数など) の選択に配慮されていること	●	—	—	—

(2) 意思伝達における特別な配慮事項 用具例：発話・筆記補助機器、PC 入力補助機器など				
⑦ 自立的な意思伝達に対する配慮 利用者が最小限の負担で自立的に周囲・対象に意思表示ができるように配慮されていること	●	●	●	—
⑧ 利用促進に対する配慮（意思伝達） 利用者が苦痛や疲労を感じずに、自身の意思を表出し、他者との意思疎通を楽しめるように配慮されていること	●	●	●	—
⑨ 機能性に対する配慮（意思伝達） 利用者が意図した意思表示内容を漏れなく確実に、かつ瞬時に伝達することができるように配慮されていること	●	●	●	—

「かわさき基準」の全体像

平成 19 年 11 月

理念	製品開発ガイドライン				
	本文	細則（例）			
		移動・移乗	排泄	入浴	コミュニケーション
人格・尊厳の尊重	Ⅱ－１．人格・尊厳に対する配慮	⑧利用者の心理特性・尊厳に対する配慮（歩行）	⑥利用者の尊厳に対する配慮（排泄）	⑧利用者の尊厳に対する配慮（洗体）	③利用者の尊厳に対する配慮（理解）
	Ⅱ－２．利用者のライフスタイルに対する配慮	⑥利用促進に対する配慮（歩行）		⑤利用促進に対する配慮（入浴）	②利用促進に対する配慮（理解） ⑧利用促進に対する配慮（意思伝達）
利用者の意見の反映	Ⅲ－２．モニター・専門家による評価に対する配慮				
自己決定	Ⅳ－１．製品情報の提供に対する配慮				
ニーズの総合的把握	Ⅲ－１．客観的なニーズ把握に対する配慮				
活動能力の活性化	Ⅱ－４．機能性及び自立支援に対する配慮	①自立的な立上り・起上りに対する配慮（立上り・起上り） ②利用者の身体特性に対する配慮（立上り・起上り） ⑤利用者の身体特性に対する配慮（歩行） ⑨自立的な階段昇降に対する配慮（階段昇降） ⑩快適性に対する配慮（階段昇降） ⑫機能性に対する配慮（車いすでの移動） ⑬快適性に対する配慮（車いすでの移動） ⑮利用者の身体特性に対する配慮（車いすでの移動） ⑰自立的な移乗に対する配慮（移乗） ⑱機能性・快適性に対する配慮（移乗）	①自立的な着脱に対する配慮（排泄に係わる衣類・器具） ②利用者の身体特性に対する配慮（排泄に係わる衣類・器具） ③快適性に対する配慮（排泄に係わる衣類・器具） ④利用者の身体特性に対する配慮（排泄） ⑤自立的な排泄行為に対する配慮（排泄）	①自立的な移動に対する配慮（移動） ②介護者の利便性に対する配慮（移動） ④機能性に対する配慮（入浴） ⑥操作性・理解性に対する配慮（入浴） ⑦機能性・快適性に対する配慮（洗体） ⑨操作性・理解性に対する配慮（洗体）	①自立的な認知に対する配慮（理解） ④操作性・信頼性に対する配慮（聴取） ⑥機能性に対する配慮（視覚障害用機器） ⑦自立的な意思伝達に対する配慮（意思伝達） ⑨機能性に対する配慮（意思伝達）
		Ⅱ－５．心理的受容性に対する配慮	⑧利用者の心理特性・尊厳に対する配慮（歩行）	⑦空間適合性・利用者の心理特性に対する配慮（排泄）	
	Ⅱ－６．社会的便益に対する配慮				
利用しやすさ	Ⅳ－２．購入・維持・修理のしやすさに対する配慮	⑯維持・修理の容易性に対する配慮（車いすでの移動）			
安全・安心	Ⅱ－３．安全性及び社会的要請に対する配慮	③特別な場所での使用に対する配慮（歩行） ④信頼性・耐久性・可搬性に対する配慮（歩行） ⑭耐久性・可搬性に対する配慮（車いすでの移動）			⑤可搬性・特別な場所での使用に対する配慮（目視）
ノーマライゼーション	Ⅴ－１．生活環境に対する配慮	⑦バリアフリー住宅・施設での使用に対する配慮（歩行） ⑪準備の簡便性に対する配慮（階段昇降） ⑲準備の簡便性に対する配慮（移乗）	⑦空間適合性・利用者の心理特性に対する配慮（排泄）	③バリアフリー住宅・施設での使用に対する配慮（移動）	
	Ⅴ－２．社会環境に対する配慮	⑦バリアフリー住宅・施設での使用に対する配慮（歩行）	⑧環境適合性に対する配慮（排泄）	③バリアフリー住宅・施設での使用に対する配慮（移動）	

※現在のバージョンでは表中の4つのアクティビティについての細則例を示しています。他のアクティビティの細則については今後作成していく予定です。